

上九一色 令和7年度  
(令和7年4月~8年3月)

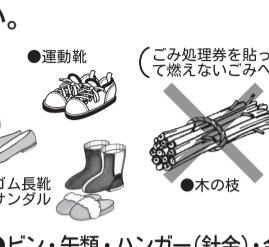
# 地区別日程表

=集積場所に排出できるのは家庭のごみのみです。事業所のごみは出せません。=



燃え  
る  
ご  
み  
(可燃ごみ)  
ごみ収集課  
問合せ 241-4313

▶収集日の朝、**8時30分**までに、燃えるごみの集積場所に出してください。  
●紙おむつの汚物は、トイレへ流してください。  
●汚れた紙くず(ミックスペーパー以外)・生ごみ  
●CD・DVD  
●ビデオテープ  
●カセットテープ  
●水切りを十分してください。  
●黄色の指定ごみ袋で出してください。  
●竹串など先のとがった物は、折るなど危険のないように出してください。(土・日以外)



※年末の燃えるごみ収集は、12月30日(火)まで通常どおり収集します。  
※ミックスペーパーの収集は12月24日(水)まで収集します。  
※プラスチック製容器包装は12月27日(土)まで収集します。  
※年始は、1月5日(月)より通常どおり収集します。

収集場所からの資源物・有価物・燃えないごみ(紙類)

燃えない  
ご  
み  
(不燃ごみ)  
(可燃性粗大ごみ)  
(不燃性粗大ごみ)  
(ふとん)  
(ジュータン類)

品目別収集をして  
おります  
ごみ収集課  
問合せ 241-4313

収集日の朝、**8時30分**までに、燃えないごみの集積場所に出してください。

収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	14	12	18	16	21	18	20	18	17	22	20	24

不燃ごみ



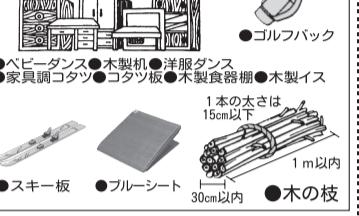
引火性危険物



ふとん・ジュータン類



粗大ごみ



不燃性粗大ごみ



資源物  
びん類・金属類の持ち去りは禁止です。(違反すると罰金となる場合があります)

資源物

ごみ減量課  
問合せ 241-4327

▶資源物回収は、市が行う行政回収です。

▶回収日の朝、**8時30分**までに、燃えないごみの集積場所に出してください。  
(袋に入れる場合は、種類ごとに分けて透明・半透明袋に入れてください。)

回収日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1	14	11	9	14	11	14	12	11	19	16	17

有価物

問合せ  
各自治会へご確認ください。

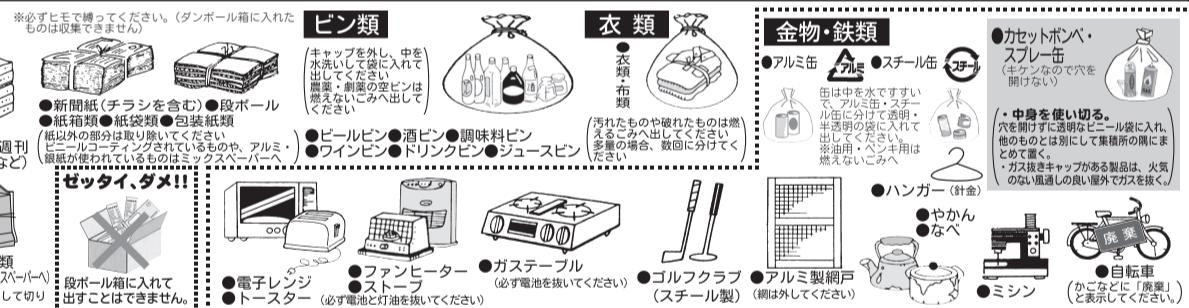
▶有価物回収は、各自治会が自主的に行う集団回収です。▶実施の有無や回収場所、回収時間については、それぞれの自治会にご確認ください。

回収日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上九一色地区では、有価物回収は行っておりません												

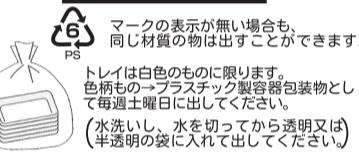
資源物  
有価物

出せるものは同一です  
問合せ 241-4327

出せるもの



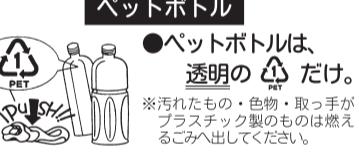
食品用白色トレイ



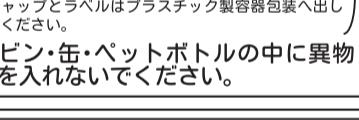
有害生物



ペットボトル



出せないもの



プラスチック製  
容器包装  
ごみ減量課  
問合せ 241-4327

▶回収日の朝、**8時30分**までに燃えるごみの集積場所に出してください。

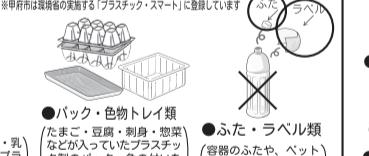
●透明又は半透明のビニール袋で出してください。

●中身を空にして、汚れている物は軽くすすぎ、水を切ってから出してください。

回収曜日	土
出せるもの	マークが付いているもの



Plastics Smart

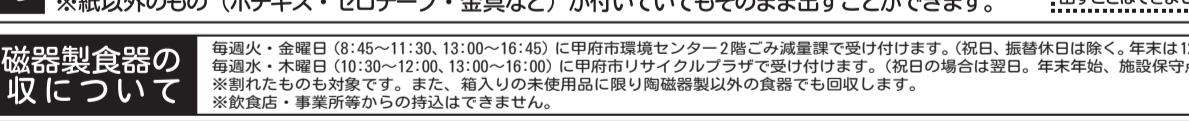


ミックスペーパー  
ごみ減量課  
問合せ 241-4327

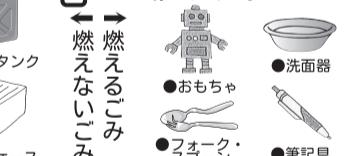
▶回収日の朝、**8時30分**までに燃えるごみの集積場所に出してください。

●分別した紙類は、紙袋(デパート・スーパー等のもの)に入れてテープやホチキスなどで口を閉じて出してください。  
●紙袋が無い場合は、透明又は半透明のビニール(ポリ)袋で出してください。(段ボール箱は不可)

回収曜日	水
出せるもの	セッティ、ダメ!!



出せないもの



事の業系ごみ

会社、商店、飲食店など事業活動から一般廃棄物  
は、市内の家庭系ごみ集積所に出すことはできません。  
自ら甲府・峡東クリーンセンターに持ち込むか、甲府  
市で許可した収集運搬業者に収集を委託してください。

家庭からの多量ごみ

大掃除・引越し・植木の手入れなどにより、一時的に  
多量のごみが発生した場合は「燃えるごみ」「燃えない  
ごみ」「資源物」に分別して自ら甲府・峡東クリーンセ  
ンターに持ち込んでください。

処理できないため収集しないもの

(甲府・峡東クリーンセンターへの持ち込みもできません。)  
テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、オートバイ、原動機付自転車、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、塗料、废油、爆発危険物、消火器、注射器等の医療廃棄物、薬品類、有毒性物質、自動車部品、建築廃材、石、土砂、コンクリート、農機具、農業用ビニール、コンプレッサー、ボイラ、温水器、ボウリングの球、ブロックなど  
市で収集・処理できないものは、販売店、専門店などに相談し、引き取ってもらうか、または、廃棄物処理業者(専門業者)に依頼してください。(ただし有料となります。)(甲府市廃棄物事業協同組合☎243-4881)  
事業活動に伴って生じた産業廃棄物のクリーンセンターへの搬入はできません。(一社)山梨県産業資源循環協会 .....☎244-0755  
(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター .....☎284-0938

詳しいは、右上のQRコード、または「ごみの分け方・出し方」の冊子をご覧ください。

ごみの野外焼却は禁止されています。

●問い合わせ先  
甲府市環境センター

甲府市上町601-4 FAX241-6190

●ごみの収集、ごみの出し方はごみ収集課

☎241-4313

●ごみの減量、有価・資源物等はごみ減量課

☎241-4327

●不用品活用情報等は

甲府市リサイクルプラザ ☎241-4357

●ごみの処理、ごみの持ち込みは

甲府・峡東クリーンセンター ☎266-7744

※グリーン購入法対象用紙です。